法務省司法長官局知的所有権庁
（トリニダード・トバゴ）
（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書
手 数 料 …… 附属書 ＴＴ．Ｉ

略語のリスト

国内官庁：　法務省司法長官局知的所有権庁（トリニダード・トバゴ）
ＴＴＰ：　1996年トリニダード・トバゴ特許法
ＴＴＲ：　1996年トリニダード・トバゴ特許規則

指定（又は選択）官庁 ＴＴ	法務省司法長官局知的所有権庁 （トリニダード・トバゴ） 国内段階に入るための要件の概要	概　要 ＴＴ
国内段階に入るための期間	ＰＣＴ第22条(1)に基づく期間　：優先日から30箇月 ＰＣＴ第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語	英　語	
要求される翻訳文[1]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，補正されたもののみ，及びＰＣＴ第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：トリニダード・トバゴ・ドル（TTD） 特　許： 出願手数料[1]…… TTD 2,000 調査及び実体審査手数料 …… TTD 1,500 最初の３年分の年金 …… TTD 1,000 実用新案： 出願手数料[1]…… TTD 1,000	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な　し	
国内官庁の特別の要件 （ＰＣＴ規則51の2）[2]	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名[3] 出願人が発明者でない場合には，出願人の権利を正当化する説明書[3] 出願人がトリニダード・トバゴの国民若しくは恒久的な居住者でない場合，又はトリニダード・トバゴ外に主たる営業所がある場合には，代理人の選任	

［次頁に続く］

1　ＰＣＴ第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3　対応する申立てがＰＣＴ規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

ＴＴ　法務省司法長官局知的所有権庁（トリニダード・トバゴ）（続き）　ＴＴ

誰が代理人として行為できるか？	トリニダード・トバゴで弁理士として手続をすることを認められている代理人。手続をすることを認められている弁理士のリストは，国内官庁から入手することができる。
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準・支払う手数料については国内官庁に確認されたい。

国内段階の手続

TTP Sec. 37

TT. 01　翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは，出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

TT. 02　手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書TT.Ｉに概説されている。

TT. 03　委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。特別な様式は要求されない。

TTP Sec. 24

TT. 04　審　査

国内官庁は，附属書TT.Ｉで述べる額の所定の手数料の支払があれば，国際出願を調査及び実体審査の対象とする。

TTP Sec. 17

TT. 05　発明者

発明者の氏名及びあて名の表示は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)(a)の規定に基づく期間が満了した時点で発明者に関するデータが提出されていない場合，国内官庁は出願人に通知し，通知の受領日から３か月以内に要件を満たすよう求める。

PCT Art. 28, 41
TTP Sec. 26
TTR 40

TT. 06　出願の補正及びその時期

出願人は，特許の付与前であれば，国際出願を訂正又は補充することができる。ただし，その訂正又は補充によって，出願の主題の範囲を超えないことを条件とする。

TTP Sec. 30
TTR 42(11)

TT. 07　年　金

国際出願日からの年金を，特許が有効となる年の前年までに国内官庁に支払わなければならない。第22条が適用される場合，年金は優先日から21箇月以内に支払う。第39条(1)が適用される場合，年金は優先日から31箇月以内に支払う。所定の割増料を伴い，年金の遅延支払について６箇月の猶予期間が認められる。年金及び割増料の額は附属書TT.Ｉに示す。

PCT Art. 24(2), 48(2)
PCT Rule 82*bis*
TTR 48

TT. 08　期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国内官庁の判断でほとんどの期間が延長可能であり，要求される行為をする期間又は期日の経過後であっても，この延長を認めることができる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
TTP Sec. 80-81

TT. 09　ＰＣＴ第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。ＰＣＴ第25条の規定に基づく検査に関し，国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には，その決定があった日から３か月以内に，高等裁判所に上訴することができる。

PCT Art. 4(3), 43
PCT Rule 49*bis*.1(c), 76.5
TTP Sec. 64-69

TT. 10　実用証

2004年１月１日より前に行われた国際出願に関して，出願人がトリニダード・トバゴにおいて，国際出願に基づき，特許に代えて実用証の取得を希望する場合には，その旨を出願時の国際出願（願書の第Ｖ欄）に表示しなければならなかった。2004年１月１日以降に行われた国際出願に関しては，願書にこの表示をする部分が設けられていないので，出願人は，第22条又は第39条で規定する行為をする時点で，国内官庁にその旨を表示する。

TTP Sec. 68

TT. 11　出願変更

出願人は，請求及び所定の手数料の支払によって，特許若しくは実用証の付与前，又は出願が拒絶される前であればいつでも，特許についての国際出願を実用証についての出願に，又はこの反対に変更することができる。変更手数料は附属書TT.Ｉに示されている。

手　　数　　料

（通貨：トリニダード・トバゴ・ドル）

特　許

出願手数料	2,000
調査及び実体審査手数料	1,500
付与手数料（公告手数料を除く）	500
誤記訂正の申請手数料	150
出願人の請求による出願の補正	500
長官の求めによる出願の補正	250
年　金：	
－第２年度	200
－第３年度	400
－第４年度	400
－第５年度	600
－第６年度	900
－第７年度	1,200
－第８年度	1,600
－第９年度	2,000
－第10年度	2,400
－第11年度	3,200
－第12年度	4,200
－第13年度	5,200
－第14年度	6,200
－第15年度	7,200
－第16年度	8,400
－第17年度	9,600
－第18年度	10,800
－第19年度	12,000
－第20年度	13,200
年金の遅延支払割増金	遅延支払をする手数料の10％

実 用 証

出願手数料	1,000
変更手数料	200

手数料の支払方法

すべての手数料は，“The Controller, Intellectual Property Office”又はトリニダード・トバゴのいずれかの地方歳入庁を受取人として，証明付小切手によって支払わなければならない。